

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年10月3日
【届出者の名称】	株式会社リクルートホールディングス
【届出者の所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
【電話番号】	03(3511)6383
【事務連絡者氏名】	執行役員 荒井 淳一
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社リクルートホールディングス (東京都千代田区丸の内一丁目9番2号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切り捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注2) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注3) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「府令」とは、発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けをいいます。

(注6) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注7) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。

第1 【公開買付要項】

1 【買付け等をする上場株券等の種類】

普通株式

2 【買付け等の目的】

当社は、持続的な利益成長と企業価値向上に繋がる戦略投資を優先的に実行することが、株主共通の利益に資すると考えています。加えて、当社は、株主に対する利益還元もキャピタルアロケーションの重要な施策の1つとして認識し、中長期的な資金需要・財務状況の見通しを踏まえつつ、安定的な1株当たりの配当を継続的に行うよう努めています。また、当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、当社定款において、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」)第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定めており、自己株式の取得については、市場環境及び財務状況の見通し等を踏まえ、実施の是非について検討しています。

このような考えの下、2023年3月期の配当につきましては、中間配当を前期から0.5円の増配となる1株当たり11.0円で実施し、期末配当につきましては、前期から0.5円の増配となる1株当たり11.0円で実施しました。2024年3月期の配当につきましては、中間配当を前期から0.5円の増配となる1株当たり11.5円、期末配当を前期から0.5円の増配となる1株当たり11.5円で実施することを予定しています。

また、当社は、2016年8月24日付取締役会決議に基づく当社普通株式の売出しに伴う当社普通株式需給への影響を緩和するとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、同日付で自己株式の取得を決議し、2016年8月26日に株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」)における自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の取得(取得した株式の総数:7,643,300株(取得当時の所有割合(注1):1.35%、取得価額の総額:29,999,952,500円))を実施しています。加えて、当社は、2019年5月14日に公表した投資、配当、買収資金並びに市場環境及び財務状況の見通しを考慮した上での自己株式取得に関して定めたキャピタルアロケーションの方針に則り、2019年8月28日及び2020年11月30日の取締役会決議に基づき実施された当社普通株式の売出しにおいて、当社普通株式需給への影響を勘案するとともに、株主還元の上を目的として、随時相当数の自己株式の取得(2019年9月19日から2019年11月29日までの、証券会社が取引一任契約に基づき当社の計算で行う自己株式の買付けである投資一任方式による東京証券取引所における市場買付けによる自己株式の取得(取得した株式の総数:22,259,600株(取得当時の所有割合(注2):1.33%)、取得価額の総額:79,999,688,129円)、2020年12月7日から2021年2月26日までの、証券会社が取引一任契約に基づき当社の計算で行う自己株式の買付けである投資一任方式による東京証券取引所における市場買付けによる自己株式の取得(取得した株式の総数:15,157,100株(取得当時の所有割合(注3):0.91%)、取得価額の総額:68,576,962,887円))を実施しています。更に、当社は、複数の当社事業法人株主による当社普通株式の一部売却の意向を確認したことから、かかる事業法人株主の意向並びに当社普通株式が市場で短期間に断続的に売却された場合の市場価格に与える影響や、今後の戦略的事業投資余力、市場環境及び財務状況の見通し等を総合的に勘案し、当社の事業法人株主による不規則な当社普通株式の市場売却による市場価格への影響に対する資本市場の懸念を和らげるための1つの方法として、当社のキャピタルアロケーションの方針に則り、2022年1月28日付の取締役会において自己株式の公開買付けを決議し、自己株式の取得(買付け等の期間:2022年1月31日から2022年3月1日まで。買付け等の価格:普通株式1株につき金4,581円、取得した株式の総数:26,555,258株(取得当時の所有割合(注4):1.61%、取得価額の総額:121,649,636,898円))を実施しています。また、当社は、当社のキャピタルアロケーションの方針に則り、今後の投資余力、株価水準、市場環境及び財務状況の見通し等を勘案し、資本効率の向上と株主還元の充実に目的として、2022年10月17日付の取締役会において自己株式の取得を決議し、自己株式の取得(2022年10月18日から2023年1月6日までの、証券会社が取引一任契約に基づき当社の計算で行う自己株式の買付けである取引一任方式による東京証券取引所における市場買付けによる自己株式の取得(取得した株式の総数:35,004,100株(取得当時の所有割合(注5):2.12%、取得価額の総額:149,999,334,300円))を実施しています。加えて、当社は、当社事業法人株主のうち2023年5月17日時点で最大の保有割合を有していた株主より、保有する当社普通株式の半数について売却の意向を有している旨を確認したことから、かかる事業法人株主の意向並びに当社普通株式が市場で短期間に断続的に売却された場合の市場価格に与える影響や、今後の戦略的事業投資余力、市場環境及び財務状況の見通し等を総合的に勘案し、当社のキャピタルアロケーションの方針に則り、2023年5月17日付の取締役会において自己株式の公開買付けを決議し、自己株式の取得(買付け等の期間:2023年5月18日から2023年6月14日まで。買付け等の価格:普通株式1株につき金3,326円、取得した株式の総数:18,827,759株(取得当時の所有割合(注6):1.14%、取得価額の総額:62,621,126,434円))を実施しています。

当社は、2023年8月下旬、当社の第10位(2023年3月31日現在)の株主であるTOPPANホールディングス株式会社(以下「本応募予定株主」)。本書提出日現在の所有株式数25,100,000株(所有割合(注7):1.52%))より、その所有する当社普通株式の一部である10,000,000株(所有割合:0.60%)(以下「本売却意向株式」)を2023年5月に公表した「新中期経営計画」における重点施策の一つである、政策保有株式の縮減施策の一環として売却する意向がある旨の打診を受けました。

- (注1) 2016年6月30日現在の当社の発行済株式総数565,320,010株から同日現在の当社が所有する自己株式542,471株を控除した株式数564,777,539株に対する割合(小数点以下第三位を切り捨て。以下、所有割合の計算において同じです。)をいいます。
- (注2) 2019年6月30日現在の当社の発行済株式総数1,695,960,030株から同日現在の当社が所有する自己株式23,792,969株(当社の取締役等に対する株式報酬制度である、役員報酬Board Incentive Plan信託(以下「BIP信託」)が保有する当社普通株式1,353,822株を含みません。)を控除した株式数1,672,167,061株に対する割合をいいます。
- (注3) 2020年9月30日現在の当社の発行済株式総数1,695,960,030株から同日現在の当社が所有する自己株式45,248,633株(役員報酬BIP信託が保有する当社普通株式1,397,998株を含みません。)を控除した株式数1,650,711,397株に対する割合をいいます。
- (注4) 2021年12月31日現在の当社の発行済株式総数1,695,960,030株から、同日現在の当社が所有する自己株式47,391,745株(役員報酬BIP信託が保有する当社普通株式1,714,565株及び当社グループ(当社並びに連結子会社及び関連会社)の事業セグメントのうち、HRテクノロジーSBU(戦略ビジネスユニット)の従業員を主な対象とした、当社普通株式を用いた株式交付制度である株式付与Employee Stock Ownership Plan信託(以下「株式付与ESOP信託」)が保有する当社普通株式12,791,836株を含みません。)を控除した株式数1,648,568,285株に対する割合をいいます。
- (注5) 2022年9月30日現在の当社の発行済株式総数1,695,960,030株から、同日現在の当社が所有する自己株式46,536,354株(役員報酬BIP信託が保有する当社普通株式1,883,815株及び株式付与ESOP信託が保有する当社普通株式36,907,512株を含みません。)を控除した株式数1,649,423,676株に対する割合をいいます。
- (注6) 2023年3月31日現在の当社の発行済株式総数1,695,960,030株から、同日現在の当社が所有する自己株式49,041,017株(役員報酬BIP信託が保有する当社普通株式1,883,815株及び株式付与ESOP信託が保有する当社普通株式65,919,972株を含みません。)を控除した株式数1,646,919,013株に対する割合をいいます。
- (注7) 「所有割合」とは、当社が2023年8月10日に公表した「2024年3月期 第1四半期決算短信〔IFRS〕(連結)」に記載された2023年6月30日現在の当社の発行済株式総数1,695,960,030株から、同日現在の当社が所有する自己株式49,041,065株(役員報酬BIP信託が保有する当社普通株式2,656,990株及び株式付与ESOP信託が保有する当社普通株式62,701,930株を含みません。)を控除した株式数1,646,918,965株に対する割合をいいます。

これを受けて当社は、即座に本売却意向株式への対応の選択肢について検討を開始しました。当社は、従来より資本市場が、当社の事業法人株主が、当社普通株式を不規則に市場で売却することによって、市場価格に対して下落圧力がかかることへの懸念を一定程度有していることを認識しており、当社が同時期に一定規模以上の当社の事業法人株主の売却意向を認識した際には、かかる懸念を和らげるための1つの方法として、当社普通株式の売却意向を有する複数の事業法人株主に対して纏まった株式を一度に売却できる機会を提供することが有効であり、一定期間における事業法人株主による当社普通株式の不規則な市場売却を回避することが可能と考えています。上記のとおり、当社は、その選択肢の1つとして、当社普通株式の売出し(2016年8月24日、2019年8月28日及び2020年11月30日の取締役会決議に基づき実施)にて対応しました。また、当社普通株式の売出しの実施に伴う当社普通株式需給への影響を緩和するとともに、株主還元の上を目的として、当社普通株式の売出しに合わせて市場買付けによる自己株式の取得を実施しています。

加えて当社は、複数の当社事業法人株主による当社普通株式の一部売却の意向を確認したことから、当社の事業法人株主による不規則な当社普通株式の市場売却による市場価格への影響に対する資本市場の懸念を和らげるための1つの方法として、当社のキャピタルアロケーションの方針に則り、公開買付けによる自己株式の取得を2022年1月28日付の取締役会決議に基づき実施しています。更に当社は、当社事業法人株主のうち2023年5月17日時点で最大の保有割合を有していた株主より、保有する当社普通株式の半数について売却の意向を有している旨を確認したことから、当社のキャピタルアロケーションの方針に則り、公開買付けによる自己株式の取得を2023年5月17日付の取締役会決議に基づき実施しています。

今般、本応募予定株主の意向を勘案した当社普通株式の円滑な売却機会の設定を企図し、且つ、当社普通株式が市場で短期間に断続的に売却された場合の市場価格に与える影響や、既存事業の継続的な成長に資する投資や人材マッチング市場におけるオンライン求人プラットフォームの運営等を手掛けるHRテクノロジー事業を中心とした主に戦略的M&Aに係る今後の戦略的事業投資余力、市場環境及び財務状況の見通し等を総合的に勘案し、当社のキャピタルアロケーションの方針に則り、2023年8月下旬、当社が本売却意向株式を自己株式として取得することが妥当であると判断しました。また、自己株式の具体的な取得方法については、株主間の平等性、取引の透明性、市場価格から一定のディスカウントを行った価格での当社普通株式の買付けが可能であることにより、当該ディスカウントを行った価格で買付けを行った場合には、本公開買付けへの応募総数が買付予定数の上限を上回る可能性が低減され、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式による買付けとなる可能性が低くなるものと考えられ、本売却意向株式の売却の確実性が高まり、また、当社資産の社外流出の抑制に繋がり本公開買付けに応募しない他の株主の利益にもなること及び本応募予定株主以外の株主にも一定の検討期間を提供した上で市場価格の動向を踏まえて応募する機会を確保すること等を考慮し、公開買付けの手法により実施するのが適切であると判断しました。なお、本公開買付けにおける1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」)の算定につきましては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていることを勘案した上で、本公開買付価格の算定の基礎となる株価の基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を重視すべきであると考えました。そして、株主価値向上と同時に、当社資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断しました。

当社は、上記の検討・判断を踏まえ、2023年8月下旬、本応募予定株主に対して、東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の市場価格から一定のディスカウントを行った価格で当社が本公開買付けを実施した場合の応募について打診しました。なお、当社は、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の適正な価格として、市場価格が経済状況その他様々な条件により日々変動し得るものであることから、一定期間の株価変動を考慮しつつ、2022年1月から2023年8月末までに決議され成立した自己株式の公開買付けの事例のうち、市場価格よりディスカウントを行った価格で公開買付けが実施された事例全24件を参考にしたところ、東京証券取引所における公開買付け実施の決議日前営業日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値、決議日前営業日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値及び決議日の前営業日終値のいずれかを基準として算出している事例が22件と最多であり、これらを候補とすることが適切であると判断し、東京証券取引所プライム市場における本公開買付け実施の決議日前営業日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値、決議日前営業日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び決議日の前営業日終値を候補とすることについて本応募予定株主に打診しました。また、ディスカウント率につきましては、ディスカウント率が高いほど、本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」)中に市場価格が本公開買付価格を下回らない可能性が相応に高くなり、本公開買付けへの応募総数が買付予定数の上限を上回る可能性が低減されるものと考えられることから、本売却意向株式の売却の確実性が高まり、また、当社資産の社外流出の抑制にも繋がり本公開買付けに応募しない他の株主の利益にもなると考えられます。他方、高いディスカウント率にした場合、本応募予定株主の同意が得られないと考え、妥当なディスカウント率とするため、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることとしました。具体的には、2022年1月から2023年8月末までに決議され成立した自己株式の公開買付けの事例のうち、市場価格よりディスカウントを行った価格で公開買付けが実施された事例全24件を参考にしたところ、ディスカウント率を10%程度(9.84%から10.03%)とする事例が17件と最多であったことから、ディスカウント率10%程度が適切であると判断し、本応募予定株主に打診しました。その結果、当該打診をした日の翌日に、本応募予定株主より本売却意向株式の応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

これを受けて、当社は、本応募予定株主との間で更に協議を重ねた上で、2023年9月29日、本公開買付けに係る取締役会決議日である2023年10月2日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値4,609円に対して10%のディスカウントを行った価格である4,148円(円未満切り捨て)を本公開買付価格とすることを本応募予定株主に対して提案しました。なお、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の適正な価格として、直近の業績が十分に株価に反映されているものと考えられる市場価格とすることが望ましいと考えられること、また、本公開買付けに係る取締役会決議日である2023年10月2日の前営業日である2023年9月29日までの過去3ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値4,873円(円未満切り捨て)及び過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値5,048円(円未満切り捨て)ではなく、同日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値4,609円から10%程度ディスカウントした水準で公開買付けを行うことが、本公開買付価格を公開買付期間中の市場価格が下回る可能性が軽減されることにより、本応募予定株主による当社普通株式の売却の確実性が高まる可能性が高いと考えられ、当社資産の社外流出の抑制にも繋がり本公開買付けに応募しない他の株主の利益にもなることから、当該価格により公開買付けを行う用意がある旨を本応募予定株主に対して申し入れました。同日、本応募予定株主より、当該条件にて当社が本公開買付けを実施した場合、本売却意向株式について、本公開買付けに対して応募する旨の内諾を得ました。

その結果、2023年10月2日、当社は、本応募予定株主との間で、本応募予定株主が所有株式の一部である10,000,000株(所有割合：0.60%)を本公開買付けに応じる旨の応募契約(以下「本応募契約」)を締結しました。本応募契約において、本応募予定株主による応募の前提条件は存在しません。また、本書提出日現在において、当社は、本応募予定株主より、本売却意向株式以外に所有する当社普通株式15,100,000株(所有割合：0.91%)については、引き続き所有する意向である旨の説明を受けています。一方、本公開買付けは、本公開買付けに応募された株券等の総数が買付予定数を超える場合は、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式による買付けとなります。本公開買付けに応募された株券等の総数が買付予定数を超え、あん分比例の方式による買付けとなった結果、本売却意向株式の一部が買い付けられないこととなった場合における当該株式に係る所有又は処分の方針について、当社は、本応募予定株主より、未定である旨の回答を得ています。当社は、以上の検討及び協議を経て、2023年10月2日付の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを行うことを決議しました。なお、本公開買付価格については、本公開買付けに係る取締役会決議日の前営業日である2023年9月29日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値4,609円から10%のディスカウント率を適用した価格で、1株につき金4,148円(円未満切り捨て)とすることを2023年10月2日付の取締役会で決議しました。また、本公開買付けにおける買付予定数については、本応募予定株主以外の株主にも応募の機会を提供するとともに、当社の既存事業の継続的な成長に資する投資や人材マッチング市場におけるオンライン求人プラットフォームの運営等を手掛けるHRテクノロジー事業を中心とした主に戦略的M&Aに係る今後の戦略的事業投資余力、市場環境及び財務状況の見通しを勘案し、当社のキャピタルアロケーションの方針に則り、本公開買付けにより取得した自己株式の活用の可能性を勘案し、今回の自己株式取得に係る取得価額総額を600億円程度の範囲内に設定することが適切と考えていたところ、本公開買付価格を踏まえると当該金額の範囲内に収まる株式数であり、本売却意向株式数10,000,000株(所有割合：0.60%)を上回る株式数である13,000,000株(所有割合：0.78%)(注8)を上限とすることを2023年10月2日付の取締役会で決議しました。

(注8) 13,000,000株を買付予定数の上限とすることについては、今回の自己株式取得に係る取得価額総額を600億円程度の範囲内に設定することが適切と考えていたところ、実務的に2023年9月13日頃までに買付予定数を決める都合があったことから、同年6月13日から9月12日までの間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値を参照し算出していたものです。

なお、本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定ですが、2023年6月30日現在における当社の連結ベースの手元流動性(現金及び現金同等物)は965,740百万円であり、買付資金に充当した後も、当社の2019年3月末から2023年3月末の過去5年間の平均的な手元流動性(過去5年間の期末の手元流動性(現金及び現金同等物)の単純平均574,426百万円)を上回る水準を確保でき、更に当社の事業から生み出されるキャッシュ・フローの積み上げ(2023年3月期のフリー・キャッシュ・フロー(営業活動によるキャッシュ・フロー及び投資活動によるキャッシュ・フローの合計)は405,516百万円)があります。加えて、当社は、流動性リスクに対する更なる備えとして金融機関と2021年3月31日に総額2,000億円のコミットメントライン契約を締結しており、本書提出日現在では、当該コミットメント契約に基づく借入実行残高はありません。これらにより、当社は事業環境の大きな変化の際にも十分な流動性が確保できると考えています。従って、通常の業務運営に応じた流動性は確保されているため、財務健全性及び安全性は問題ないものと考えています。

本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、本書提出日現在では未定ですが、当社普通株式を対価とした戦略的M&A、新株予約権行使時の株式の交付、当社グループ(株式会社リクルートホールディングス及び同社の子会社)の従業員を対象とした、当社普通株式を用いた株式報酬に活用する可能性があります。

3 【株主総会又は取締役会の決議等の内容等】

(1) 【発行済株式の総数】

1,695,960,030株(2023年10月3日現在)

(注) 「発行済株式の総数」には、2023年10月1日から本書提出日までの当社の新株予約権の行使により発行された株式に係る増加分は含まれていません。

(2) 【株主総会における決議内容】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)

(3) 【取締役会における決議内容】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)
普通株式	13,000,100	53,924,414,800

(注1) 取得する株式の総数の所有割合は、0.78%です。

(注2) 取得する株式の総数は、取締役会において決議された取得する株式の総数の上限株数です。

(注3) 取得価額の総額は、取締役会において決議された株式の取得価額の総額の上限金額です。

(注4) 取得することができる期間は、2023年10月3日から2023年11月30日までです。

(4) 【その他()】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)

(5) 【上記の決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)

4 【買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

買付け等の期間	2023年10月3日(火曜日)から2023年10月31日(火曜日)まで(20営業日)
公告日	2023年10月3日(火曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(2) 【買付け等の価格等】

上場株券等の種類	買付け等の価格
普通株式	1株につき金4,148円
算定の基礎	<p>当社は、本公開買付価格の算定につきましては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていることを勘案した上で、本公開買付価格の算定の基礎となる株価の基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を重視すべきであると考えました。そして、株主価値向上と同時に、当社資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断しました。</p> <p>そこで当社は、上記の検討・判断を踏まえ、2023年8月下旬、本応募予定株主に対して、東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の市場価格から一定のディスカウントを行った価格で当社が本公開買付けを実施した場合の応募について打診しました。なお、当社は、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の適正な価格として、市場価格が経済状況その他様々な条件により日々変動し得るものであることから、一定期間の株価変動を考慮しつつ、2022年1月から2023年8月末までに決議され成立した自己株式の公開買付けの事例のうち、市場価格よりディスカウントを行った価格で公開買付けが実施された事例全24件を参考にしたところ、東京証券取引所における公開買付け実施の決議日前営業日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値、決議日前営業日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値及び決議日の前営業日終値のいずれかを基準として算出している事例が22件と最多であり、これらを候補とすることが適切であると判断し、東京証券取引所プライム市場における本公開買付け実施の決議日前営業日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値、決議日前営業日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び決議日の前営業日終値を候補とすることについて本応募予定株主に打診しました。また、ディスカウント率につきましては、ディスカウント率が高いほど、公開買付期間中に市場価格が本公開買付価格を下回らない可能性が相応に高くなり、本公開買付けへの応募総数が買付予定数の上限を上回る可能性が低減されるものと考えられることから、本売却意向株式の売却の確実性が高まり、また、当社資産の社外流出の抑制にも繋がり本公開買付けに応募しない他の株主の利益にもなると考えられます。他方、高いディスカウント率にした場合、本応募予定株主の同意が得られないと考え、妥当なディスカウント率とするため、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることとしました。具体的には、2022年1月から2023年8月末までに決議され成立した自己株式の公開買付けの事例のうち、市場価格よりディスカウントを行った価格で公開買付けが実施された事例全24件を参考にしたところ、ディスカウント率を10%程度(9.84%から10.03%)とする事例が17件と最多であったことから、ディスカウント率10%程度が適切であると判断し、本応募予定株主に打診しました。その結果、当該打診をした日の翌日に、本応募予定株主より本売却意向株式の応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。なお、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の適正な価格に関する協議の経緯については「算定の経緯」をご参照ください。</p> <p>2023年10月2日、当社は、本応募予定株主との間で、本応募契約を締結しました。</p> <p>本公開買付価格である4,148円は、本公開買付けに係る取締役会決議日である2023年10月2日の前営業日である2023年9月29日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値4,609円に対して10.00%(小数点以下第三位を四捨五入)、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値5,048円(円未満切り捨て)に対して17.83%(小数点以下第三位を四捨五入)、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値4,873円(円未満切り捨て)に対して14.88%(小数点以下第三位を四捨五入)、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値4,510円(円未満切り捨て)に対して8.03%(小数点以下第三位を四捨五入)それぞれディスカウントを行った価格となっています。また、本公開買付価格である4,148円は、本書提出日の前営業日(2023年10月2日)の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値4,590円に対して9.63%(小数点以下第三位を四捨五入)のディスカウントを行った価格となっています。</p> <p>2023年5月17日の取締役会決議に基づき、2023年5月18日から2023年6月14日までの、公開買付けの方法による自己株式の取得(取得した株式の総数: 18,827,759株(取得当時の所有割合: 1.14%)、取得価額の総額: 62,621,126,434円))を実施していますが、1株当たりの買付価格は3,326円です。本公開買付価格である4,148円との間には822円の差が生じていますが、これは、参考とする市場価格の変動によるものです。なお、2023年5月17日の取締役会決議に基づく公開買付けにおける公開買付価格の算定の基礎とした、取締役会決議日の前営業日までの過去3ヶ月間(2023年2月17日から2023年5月16日まで)の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値は3,696円であるのに対して、本公開買付価格の算定の基礎とした、取締役会決議日の前営業日である2023年9月29日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値は4,609円であり、24.70%(小数点以下第三位を四捨五入)上昇しています。なお、2023年5月17日の取締役会決議に基づく公開買付けにおけるディスカウント率は10%であるのに対して、本公開買付けにおけるディスカウント率も10%です。</p>

算定の経緯	<p>本公開買付価格の算定につきましては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていることを勘案した上で、本公開買付価格の算定の基礎となる株価の基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を重視すべきであると考えました。そして、株主価値向上と同時に、当社資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断しました。</p> <p>そこで当社は、上記の検討・判断を踏まえ、2023年8月下旬、本応募予定株主に対して、東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の市場価格から一定のディスカウントを行った価格で当社が本公開買付けを実施した場合の応募について打診しました。なお、当社は、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の適正な価格として、市場価格が経済状況その他様々な条件により日々変動し得るものであることから、一定期間の株価変動を考慮しつつ、2022年1月から2023年8月末までに決議され成立した自己株式の公開買付けの事例のうち、市場価格よりディスカウントを行った価格で公開買付けが実施された事例全24件を参考にしたところ、東京証券取引所における公開買付け実施の決議日前営業日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値、決議日前営業日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値及び決議日の前営業日終値のいずれかを基準として算出している事例が22件と最多であり、これらを候補とすることが適切であると判断し、東京証券取引所プライム市場における本公開買付け実施の決議日前営業日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値、決議日前営業日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び決議日の前営業日終値を候補とすることについて本応募予定株主に打診しました。また、ディスカウント率につきましては、ディスカウント率が高いほど、公開買付期間中に市場価格が本公開買付価格を下回らない可能性が相応に高くなり、本公開買付けへの応募総数が買付予定数の上限を上回る可能性が低減されるものと考えられることから、本売却意向株式の売却の確実性が高まり、また、当社資産の社外流出の抑制にも繋がり本公開買付けに応募しない他の株主の利益にもなると考えられます。他方、高いディスカウント率にした場合、本応募予定株主の同意が得られないと考え、妥当なディスカウント率とするため、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることとしました。具体的には、2022年1月から2023年8月末までに決議され成立した自己株式の公開買付けの事例のうち、市場価格よりディスカウントを行った価格で公開買付けが実施された事例全24件を参考にしたところ、ディスカウント率を10%程度(9.84%から10.03%)とする事例が17件と最多であったことから、ディスカウント率10%程度が適切であると判断し、本応募予定株主に打診しました。その結果、当該打診をした日の翌日に、本応募予定株主より本売却意向株式の応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。</p> <p>これを受けて、当社は、本応募予定株主との間で更に協議を重ねた上で、2023年9月29日、本公開買付けに係る取締役会決議日である2023年10月2日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値4,609円に対して10%のディスカウントを行った価格である4,148円(円未満切り捨て)を本公開買付価格とすることを本応募予定株主に対して提案しました。なお、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の適正な価格として、直近の業績が十分に株価に反映されているものと考えられる市場価格とすることが望ましいと考えられること、また、本公開買付けに係る取締役会決議日である2023年10月2日の前営業日である2023年9月29日までの過去3ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値4,873円(円未満切り捨て)及び過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値5,048円(円未満切り捨て)ではなく、同日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値4,609円から10%程度ディスカウントした水準で公開買付けを行うことが、本公開買付価格を公開買付期間中の市場価格が下回る可能性が軽減されることにより、本応募予定株主による当社普通株式の売却の確実性が高まる可能性が高いと考えられ、当社資産の社外流出の抑制にも繋がり本公開買付けに応募しない他の株主の利益にもなることから、当該価格により公開買付けを行う用意がある旨を本応募予定株主に対して申し入れました。同日、本応募予定株主より、当該条件にて当社が本公開買付けを実施した場合、本売却意向株式について、本公開買付けに対して応募する旨の内諾を得ました。</p> <p>以上の検討及び協議を経て、当社は、2023年10月2日付の取締役会において、本公開買付けに係る取締役会決議日の前営業日である2023年9月29日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値4,609円から10%のディスカウント率を適用した4,148円(円未満切り捨て)を本公開買付価格とすることを決定しました。</p>
-------	--

(3) 【買付予定の上場株券等の数】

上場株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	13,000,000(株)	(株)	13,000,000(株)
合計	13,000,000(株)	(株)	13,000,000(株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数(13,000,000株)を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数(13,000,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

5 【上場株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

6 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目9番2号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方(以下「応募株主等」)は、公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、公開買付期間末日の16時00分までに応募してください。なお、応募の際には法人の方はご印鑑をご用意ください。

公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。公開買付代理人に新規に口座を開設される場合、個人番号(法人の場合は、法人番号)のご申告、及び本人確認書類(注1)のご提出が必要になります。また、既に口座を開設されている場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座(以下「応募株主等口座」)に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている場合(当社の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている場合を含みます。)は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますので、ご注意ください。また、一度応募株主等口座へ振り替えられた応募株券等については再度上記特別口座へ記録することはできません。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、「公開買付応募申込受付票」が交付されます。

応募株主等が個人株主に該当する場合の税務上の取扱いは次のとおりです。(注2)

(イ) 応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき(1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額を上回る場合)は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合(1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額以下の場合)には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315%(所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号。その後の改正を含みます。))に基づく復興特別所得税(以下「復興特別所得税」)15.315%、住民税5%の額が源泉徴収されます(国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません。)。但し、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。以下「租税特別措置法」)第9条の3に規定する大口株主等(以下「大口株主等」)に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

また、2023年10月1日以降に支払いを受ける配当とみなされる金額で、その支払いを受ける応募株主等と、その応募株主等を判定の基礎となる株主とした場合に法人税法上の同族会社に該当する法人の保有割合とを合算し、その発行済株式等の総数に占める割合が100分の3以上となるときは、かかる配当とみなされる金額は、配当所得として総合課税の対象となります。

譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法第37条の14(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)に規定する非課税口座(以下「非課税口座」)の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取扱いと異なる場合があります。

(ロ) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、日本国内においては課税されません。

応募株主等が法人株主の場合に、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき(1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額を上回る場合は、当該超過部分の金額について、配当とみなして、15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。(注2)

なお、2023年10月1日以後、その配当等の支払に係る基準日において、当社の発行済株式等の総数の3分の1超を直接に保有する応募株主等(国内に本店又は主たる事務所を有する法人(内国法人)に限る)が、当社から支払いを受ける配当とみなされる金額については、所得税及び復興特別所得税が課されないものとされ、源泉徴収は行われないこととなります。

外国人株主等(それぞれに適用がある租税条約において規定されている外国の居住者等である株主(法人株主も含みます。)を指します。以下同じです。)のうち、適用ある租税条約に基づき、かかる配当とみなされる金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、2023年10月31日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに、決済の開始日の前営業日(2023年11月22日)までに同届出書を公開買付代理人にご提出ください。(注2)

外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主」)の場合、日本国内の常任代理人を通じて公開買付代理人に応募してください。また、本人確認書類(注1)が必要となります。

(注1) 本人確認書類について

<個人>

下記、A～Cいずれかの書類をご提出ください。

A	B	C
個人番号カード(両面) (表面が住所等確認書類になります。)	(個人番号)通知カード (現在の住所・氏名の記載がある場合のみ利用可) + 住所等確認書類 (下記アの中から1種類、又はイ及びウの中から2種類ご提出ください。)	住民票の写し、又は住民票記載事項証明書(個人番号の記載のあるもの) 1 + 住所等確認書類 (下記ア又はイの中から1種類ご提出ください。)

(住所等確認書類)

ア	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証、又は運転経歴証明書 ・旅券(パスポート) 2 ・住民基本台帳カード(写真付きのもの) ・療育手帳 ・身体障害者手帳 ・在留カード、又は特別永住者証明書 3
イ	<ul style="list-style-type: none"> ・各種健康保険証(現住所の記載のあるもの) ・国民年金手帳 ・母子健康手帳
ウ	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録証明書 1 ・住民票の写し、又は住民票記載事項証明書 1

1は、6ヶ月以内に作成されたものに限りです。

2は、2020年2月4日以降に申請したパスポートは「住所」の記入欄が削除されたため、本人確認書類として利用できません。

3は、日本以外の国籍の方は在留期間等を確認させていただくため、上記書類いずれの選択(A～C)にかかわらず「在留カード」又は「特別永住者証明書」をあわせてご提出ください。

<法人>

下記A～Cの確認書類をご提出ください。

A. 法人番号確認書類	<ul style="list-style-type: none"> ・法人番号指定通知書 ・法人番号印刷書類
B. 法人のお客さまの本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書(登記簿謄本、抄本等) ・官公庁から発行された書類等(6ヶ月以内に作成のもの、又は現在有効なもので、名称、本店又は主たる事務所の所在地、及び事業の内容を確認できるもの)
C. お取引担当者の本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カードの表面、又は上記<個人>の住所等確認書類アの中から1種類 ・上記<個人>の住所等確認書類イの中から2種類、又はイ・ウの中から各1種類(計2種類) ・上記<個人>の住所等確認書類イ・ウの中から1種類(注) <p>(注) 「転送不要の書留等郵便物」をご送付しますので、そのお受け取りをもってご本人確認手続完了となります。 お取引の開始はご本人確認手続完了後となりますので、あらかじめご了承ください。</p>

は、6ヶ月以内に作成されたものに限りです。

<外国人株主等>

外国人(居住者を除きます。)、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、「日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの」をご提出ください。

(注2) 税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をされる場合は、公開買付期間末日の16時00分までに、下記に指定する者の本店又は全国各支店に「公開買付応募申込受付票」及び本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」)を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が下記に指定する者に交付され、又は到達したときに効力を生じます。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時00分までに下記に指定する者に到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目9番2号

(その他三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社全国各支店)

(3) 【上場株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、下記「8 決済の方法」の「(4) 上場株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【上場株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目9番2号

7 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金】

買付代金(円) (a)	53,924,000,000
買付手数料(b)	35,000,000
その他(c)	4,000,000
合計(a) + (b) + (c)	53,963,000,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(13,000,000株)に本公開買付価格(4,148円)を乗じた金額を記載しています。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しています。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しています。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれていません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

	預金の種類	金額(円)
届出日の前日現在の預金等	当座預金	92,059,202,526
	計	92,059,202,526

8 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目9番2号

(2) 【決済の開始日】

2023年11月24日(金曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買い付けられた株券等に係る売却代金より適用ある源泉徴収税額(注)を差し引いた金額は、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(注) 本公開買付けにより買い付けられた株式に対する課税関係については、上記「6 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」 ないし に記載の本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いをご参照ください。

(4) 【上場株券等の返還方法】

下記「9 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買い付けないこととなった場合には、公開買付期間末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します。

9 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数(13,000,000株)を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数(13,000,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単位(100株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単位未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たない場合は、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単位(追加して1単位の買付け等を行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付け等を行います。但し、切り捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定数を超えることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付け等を行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単位未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超える場合は、買付予定数を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単位(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単位未満の株数の部分がある場合は当該1単位未満の株数)減少させるものとし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の開示の方法】

当社は、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の11第1項但書に基づき、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。この場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第11条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「6 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとし、なお、当社は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。

(4) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

当社は、公開買付期間中、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の6第1項及び令第14条の3の8により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。この場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第11条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(5) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

当社が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(但し、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。)は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第11条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、且つ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(6) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第14条の3の4第6項及び第9条の4並びに府令第19条の2に規定する方法により公表します。

(7) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本書又は関連する買付書類はいずれも米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められます。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付け等に関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

当社は、2023年10月2日付で、本応募予定株主との間で、所有株式の一部である10,000,000株(所有割合:0.60%)を本公開買付けに応じる旨の応募契約を締結しました。本応募契約においては、本応募予定株主による応募の前提条件は存在しません。

第2 【公開買付者の状況】

1 【発行者の概要】

- (1) 【発行者の沿革】
- (2) 【発行者の目的及び事業の内容】
- (3) 【資本金の額及び発行済株式の総数】

2 【経理の状況】

- (1) 【貸借対照表】
- (2) 【損益計算書】
- (3) 【株主資本等変動計算書】

3 【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 プライム市場						
	2023年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
月別							
最高株価(円)	3,860	4,614	4,949	4,968	5,250	5,397	4,683
最低株価(円)	3,583	3,745	4,269	4,377	4,595	4,522	4,586

(注) 2023年10月については、10月2日の株価です。

4 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

(1) 【発行者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第62期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 2022年6月22日関東財務局長に提出
事業年度 第63期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 2023年6月27日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第64期第1四半期(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日) 2023年8月10日関東財務局長に提出

【訂正報告書】

訂正報告書(上記 に記載の第62期有価証券報告書の訂正報告書)を2022年10月18日に関東財務局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社リクルートホールディングス
(東京都千代田区丸の内一丁目9番2号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。